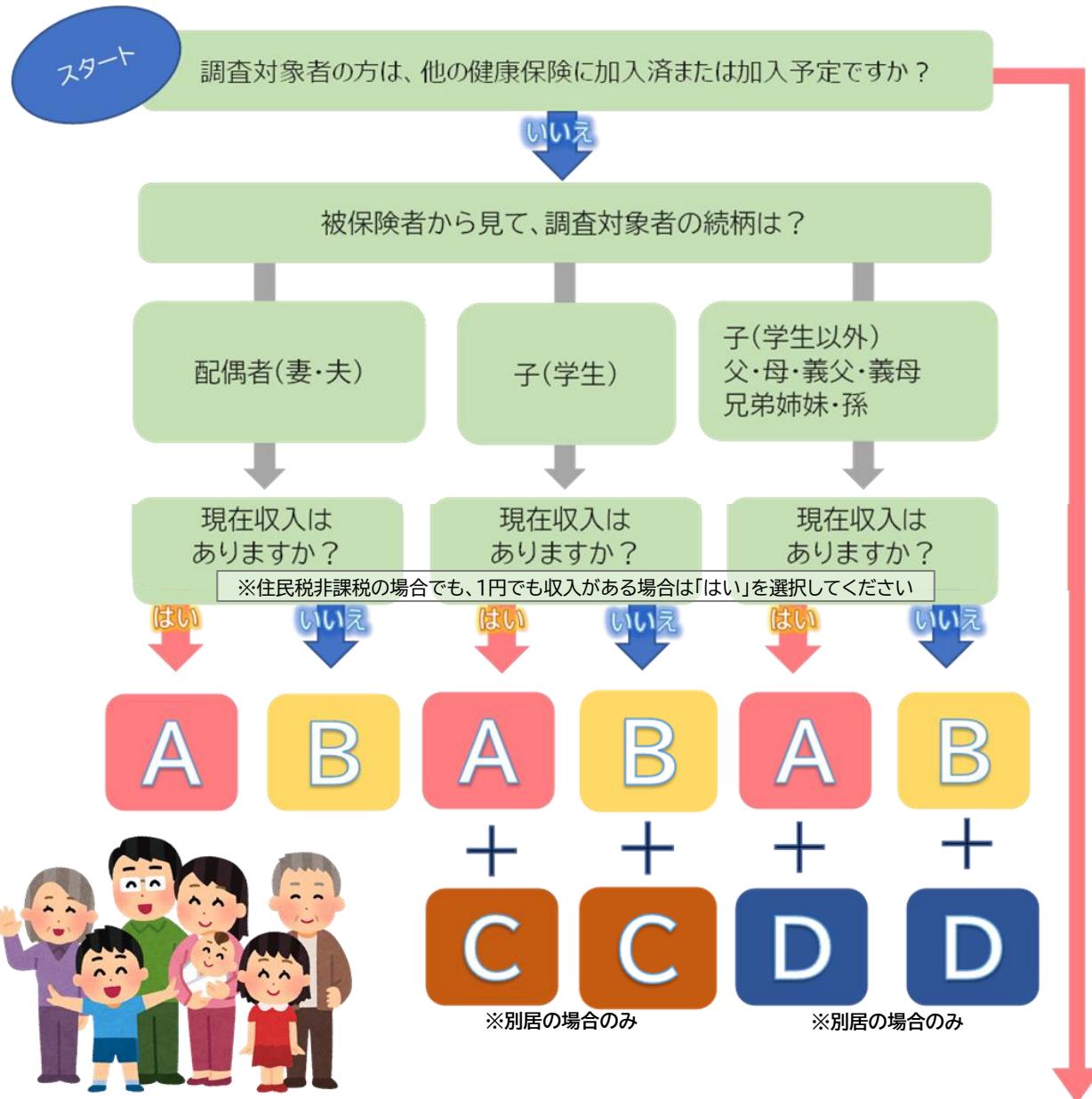


**必要書類確認チャート**

「調査票」に氏名が記載されている調査対象者全員の必要書類をご確認ください。  
 (「調査票」に記載がないご家族・2026年3月31日時点で19歳未満のご家族は必要書類の提出は不要です)

●無職の場合でも、年金等の収入がある場合は「はい」を選択してください



●扶養対象外です。扶養削除の手続きをお願い致します●

カナカ健康保険組合ホームページ>こんなとき>家族を扶養から外したいときをご参照下さい。

URL: <https://www.kaneka-kenpo.or.jp/consultation/leave.php>

**A) 収入の確認のための書類 ※該当するもの全て提出**

<入手先>

給与収入がある方	直近3カ月分(7~9月または8~10月)の給与明細と直近の賞与明細  ※上記期間が繁忙期に当たる場合など、給与が他の月と比較して大幅に多い場合は「令和6年分源泉徴収票」、一時的な収入変動の場合、「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書も合わせて提出 ※新たに勤務を始められた場合などで、3カ月分の給与明細がご提出できない場合はお手元にある給与明細と合わせて「雇用契約書」「労働条件通知書」など年収見込み額が算定できるものを提出	勤務先
年金収入がある方	年金振込(改定)通知書	日本年金機構
自営業・農業・不動産収入等がある方	令和6年分「確定申告書(控)」一式 確定申告書:第一表・第二表の控、 収支内訳書(損益計算書)控など全て含む	税務署
雇用保険を受給している方	雇用保険受給資格者証 または雇用保険受給期間延長通知書	ハローワーク
上記以外の収入がある方	支給決定通知書または振込受付書など	発行元

**B) 収入がないことを確認するための書類**

2025年度より添付書類は不要となりました。  
 ※カナカ健保内で確認後、追加で確認が必要な場合のみ後日個別にご連絡します

**C) 就学中であることを確認するための書類 ※別居の場合のみ**

「在学証明書」または「学生証(両面)」  
 ※顔写真はマスク可。有効期限が過ぎているものは不可。

<入手先>  
 学校など

**D) 別居の場合の送金を確認するための書類 ※別居の場合のみ**

直近3カ月分の銀行振り込み明細書、郵便振替明細書、現金書留の控、通帳の振込記録など送金が確認できる書類のコピー

<入手先>  
 銀行、ネットバンク等